

習志野市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成20年3月28日

告示第67号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の10に規定する地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、習志野市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 処遇困難事例への対応のあり方の協議及び調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開拓及び改善に関すること。
- (4) その他相談支援事業に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 指定障害福祉サービス事業に関わる者
- (2) 相談支援事業に関わる者
- (3) 保健機関又は医療機関に関わる者
- (4) 教育機関に関わる者
- (5) 障がい者雇用に関わる者
- (6) 障がい者団体に関わる者
- (7) 権利擁護又は地域福祉に関わる者
- (8) 行政関係機関に関わる者
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会等)

第6条 協議会には、必要に応じて、専門部会及び協議会の運営等に係る会議を置くことができる。

資料⑤ 習志野市障がい者自立支援協議会設置要綱

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、会長及び過半数の委員の出席をもって開催できるものとする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい福祉課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則（平成20年3月28日告示第67号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成23年4月20日告示第126号）

この告示は、平成23年4月20日から施行する。

附則（平成24年4月13日告示第125号）

この告示は、公示の日から施行する。

附則（平成25年4月3日告示第110号）

この告示は、公示の日から施行する。

附則（平成25年9月 日告示第 号）

この告示は、公示の日から施行する。